

農地の所有者や耕作者のみなさん

農地の貸し借りには 農地バンク事業を活用しましょう！

規模を縮小して
食べる分だけの
作物を作りたい。

もう高齢だし農業を
リタイアしよう
思ってるんだ。

農地を相続したけど、
荒らしたくない！
誰か作ってくれる人は
いないかなあ。

農地のお悩みは
ご相談ください！



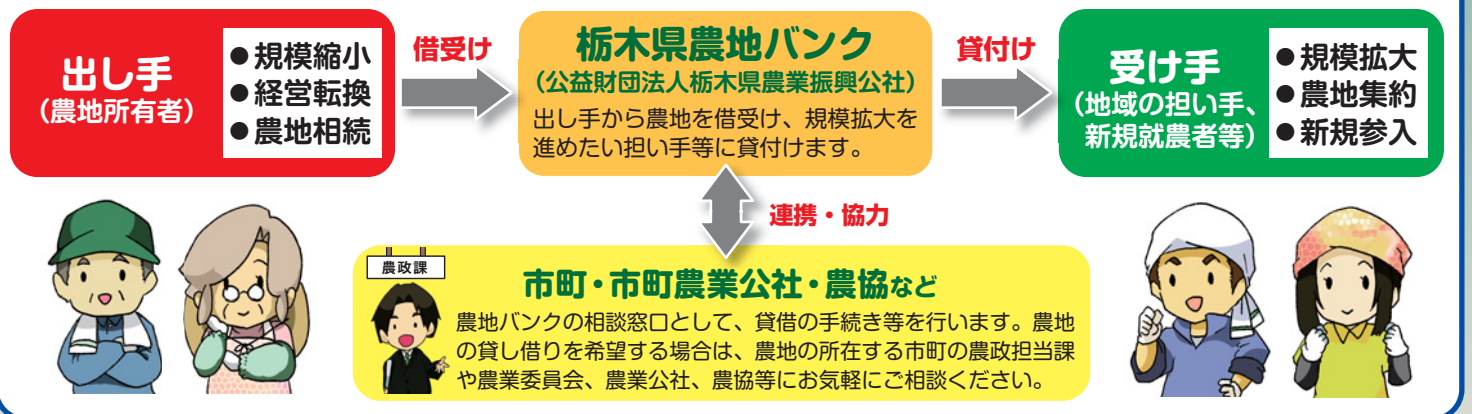
農地を借りて
規模拡大したい！

農地を借りるには
どんな手続きが
必要なの？

農地を集約して
効率よく農作業を
したいわ。

栃木県農地バンクは、担い手への農地集積・集約化を推進しています

農地バンク事業の仕組み



出し手のメリット

- ① 農地バンクは公的機関なので、安心して農地を貸すことができます。
- ② 賃料は農地バンクが支払い、契約期間満了後には農地は確実に戻ります。
- ③ 納税猶予の適用農地の場合、納税猶予の適用が継続されます。

受け手のメリット

- ① 経営規模の拡大が図れます。
- ② 長期間の借入れが可能なので、安心して耕作や設備投資ができます。
- ③ 出し手が多数いても、契約や賃料の支払いが一本化されるので、事務が軽減されます。

- 対象農地は、市街化区域以外の区域の農地です。また、再生不能と判断された遊休農地でないこと、受け手が見込まれる農地であることなどの基準があります。協力金の交付の対象は、農業振興地域内の農地のみとなります。
- 貸借期間は、原則10年以上です。ただし、所有者が希望する場合には、協議により5年とすることができます。
- 要件を満たせば、**機構集積協力金 (裏面参照)** や **農地の固定資産税の軽減** が受けられます。



お知らせ

令和7年4月から、農地の貸借方法が変わります！

農業経営基盤強化促進法（基盤法）の改正に伴い、令和7年4月からは、農地バンクを利用した貸し借り（農地バンク法）に一本化されるため、農地の出し手と受け手の直接の貸し借りはできなくなります。原則として、農地の貸し借りには、農地バンクの利用が必要です。

詳細については、相談窓口（裏面）までお問い合わせください。

地域タイプ

- 地域計画の策定地域（協議の場が開催されている区域を含む。）において、農地バンクを活用（農作業受委託を含む）して農地の集積・集約化に取り組む地域に対して協力金を交付します。
- 地域集積協力金と集約化奨励金は、同一年度内に取り組むこともできます。

1. 地域集積協力金

農地バンクを活用して、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対して、協力金を交付します。

■ 交付要件

- 以下の①・②のいずれか一方を満たすこと
 - 交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されること
 - 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上）の団地面積が10ポイント以上増加すること
- 交付単価が区分1～3の場合、農地バンクへの貸付等総面積に占める1ha以上（中山間地域は0.5ha以上）の団地面積が10%以上であること

■ 交付単価表

区分	農地バンクの活用率(累積)		交付単価 (農作業委託)
	一般地域	中山間地域	
1	40%超50%以下		1.3万円/10a (0.65万円/10a)
2	50%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a (0.8万円/10a)
3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a (1.1万円/10a)
4	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a (1.4万円/10a)
5		80%超	3.4万円/10a (1.7万円/10a)

注：過去に交付を受けた地域で、再度申請する場合は、前回の交付単価区分より高い区分で取組む場合に交付

注：中山間地域（農林統計上の中間農業地域、山間農業地域（旧市区町村別））

■ 交付対象面積

- ・貸付面積（貸付期間6年以上）
- ・農作業委託面積（基幹3作業以上を10年以上）

■ 農地バンクの活用率（累積）

$$\frac{\text{農地バンクへの貸付総面積} + \text{農地バンクを通じた農作業委託面積}}{\text{「地域」の農地面積}}$$

機構集積協力金の交付要件の詳細は、対象農地が所在する最寄りの下記相談窓口にお問い合わせください。

2. 集約化奨励金

農地バンクからの転貸又は農地バンクを通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域、また集約化の取組に併せ、受け手が位置付けられていない農地を集約化し、当該農地を引き受けやすくする取組に対して、奨励金を交付します。

■ 交付要件（①翌々年度、②翌々翌年度 までに満たすこと）

「地域」の農地面積に占める次に掲げる団地面積の割合が10ポイント以上増加すること 等

- 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積【一般タイプ】
 - 目標地図において将来の受け手が位置付けられていない農地による1ha以上の団地面積【受け皿準備タイプ】
- ※中山間地域の場合は0.5ha ※②の場合は、①と一体的に取り組むこと

■ 交付対象面積

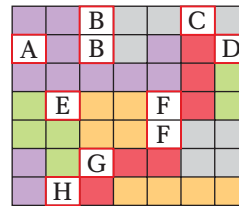
以下により新たに団地化（増加）した面積

- ・転貸面積（貸付期間6年以上）
- ・農作業受託面積（基幹3作業以上）

■ 交付単価表

区分	地域の団地面積の割合	交付単価	
		一般タイプ(農作業受託)	受け皿準備タイプ
1	10ポイント以上増加	1.0万円/10a(0.5万円/10a)	0.5万円/10a
2	20ポイント以上増加	3.0万円/10a(1.5万円/10a)	1.5万円/10a
	既に30%以上の地域は1団地当たりの平均面積が1.5倍以上		

注：区分2は、いずれかの要件を満たすこと



【一般タイプ】
地域内の農業を担う者に対して農地を集約化する取組を支援

【受け皿準備タイプ】(地域計画を策定した地域のみ)

受け手が位置付けられていない農地を集約化することで、農地を引き受けやすくする取組を支援 ※一般タイプと一体的に実施

詳細については、下記の相談窓口までお問い合わせください。

栃木県 生産振興課 ☎028-623-2279
 河内農業振興事務所 ☎028-626-3061
 宇都宮市農業企画課 ☎028-632-2473
 (公財)宇都宮市農業公社 ☎028-660-2702
 上三川町農政課 ☎0285-56-9136
 (公財)上三川町農業公社 ☎0285-56-4312
 上都賀農業振興事務所 ☎0289-62-5236
 鹿沼市農政課 ☎0289-63-2191
 (公財)鹿沼市農業公社 ☎0289-63-5570
 日光市農政課 ☎0288-21-5171
 (一財)日光市農業公社 ☎0288-22-7770
 芳賀農業振興事務所 ☎0285-82-4720
 真岡市農政課 ☎0285-83-8137
 (公財)真岡市農業公社 ☎0285-83-9931
 益子町農政課 ☎0285-72-8853
 茂木町農林課 ☎0285-63-5634
 JAはが野茂木地区営農センター ☎0285-63-1249
 市貝町産業振興課 ☎0285-68-1116

(公財)芳賀町農業公社 ☎028-677-6048
 芳賀町農業委員会 ☎028-677-6047
 下都賀農業振興事務所 ☎0282-23-3425
 栃木市農業振興課 ☎0282-21-2381
 (一財)栃木市農業公社 ☎0282-20-5300
 JAしもつけ営農経済部営農企画課 ☎0282-20-8828
 小山市農政課 ☎0285-22-9254
 小山市農業委員会 ☎0285-22-9861
 下野市農政課 ☎0285-32-8906
 (公財)下野市農業公社 ☎0285-32-8951
 壬生町農政課 ☎0282-81-1839
 野木町産業振興課 ☎0280-57-4151
 塩谷南那須農業振興事務所 ☎0287-43-1252
 矢板市農林課 ☎0287-43-6210
 (公財)矢板市農業公社 ☎0287-43-2650
 さくら市農政課 ☎028-681-1117
 JAしおのや喜連川営農経済センター ☎028-686-3211

那須烏山市農政課 ☎0287-88-7117
 (一財)那須烏山市農業公社 ☎0287-88-7790
 塩谷町産業振興課 ☎0287-45-2211
 高根沢町産業課 ☎028-675-8104
 JAしおのや高根沢営農経済センター ☎028-676-0233
 那珂川町産業振興課 ☎0287-92-1113
 JAなす南営農部営農指導課 ☎0287-96-6170
 那須農業振興事務所 ☎0287-23-2151
 大田原市農政課 ☎0287-23-8708
 (公財)大田原市農業公社 ☎0287-23-4834
 那須塩原市農務畜産課 ☎0287-62-7032
 (公財)那須塩原市農業公社 ☎0287-60-1283
 那須町農林振興課 ☎0287-72-6911
 (一財)那須町農業公社 ☎0287-73-5545
 安足農業振興事務所 ☎0283-23-1455
 足利市農業委員会 ☎0284-20-2278
 佐野市農政課 ☎0283-20-3043
 (公財)佐野市農業公社 ☎0283-21-5489